平成２１年（フ）第８３４号
大阪府泉南市新家1815番地の１泉南コーポラス303号、前住所大阪府泉南市幡代２丁目18番15号
債務者　大嶋　里美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３７号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北３丁目５番９号
債務者　神谷　名恵
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３８号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬２丁目３番15―304号
債務者　村田　美幸（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８５４号
大阪府泉大津市曽根町３丁目１番27号
債務者　栖養　孝幸
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６３号
大阪府和泉市肥子町２丁目３番５―505号、前住所大阪府和泉市伯太町３丁目３番18号
債務者　河内地どり焼一品料理かなえこと　穴瀬カズ子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８６９号
大阪府岸和田市野田町３丁目６番26号、前住所大阪府岸和田市加守町２丁目14番３号
債務者　田代　健一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
大阪府和泉市池田下町1103番地の19
債務者　草野　洋一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
福岡県豊前市大字赤熊1315番地２　大瀬住宅５号
債務者　濱田　友子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
福岡県豊前市大字八屋1520番地　本町団地11号
債務者　奥野　里美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
長崎県長崎市岩屋町５番10号　大島アパート102号、旧住所長崎県長崎市中園町20番11号
債務者　本多　　喬
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
長崎県長崎市八幡町５番６号
債務者　松尾　憲三
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５号
大分県宇佐市大字南宇佐1655番地　医療法人起愛会宇佐病院内、住民票上の住所大分県杵築市大字南杵築1740番地１
債務者　稲吉　光國
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第７６号
大分県中津市山国町槻木1179番地
債務者　山永　**徳**之
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９０号
大分県豊後高田市見目705番地13
債務者　板井　裕子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９１号
大分県豊後高田市見目705番地13
債務者　板井　幸一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第９２号
沖縄県うるま市字高江洲887番地１
債務者　上江洲加代子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１３８号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味2713番地57
債務者　岸本　玲香
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
那覇地方裁判所沖縄支部